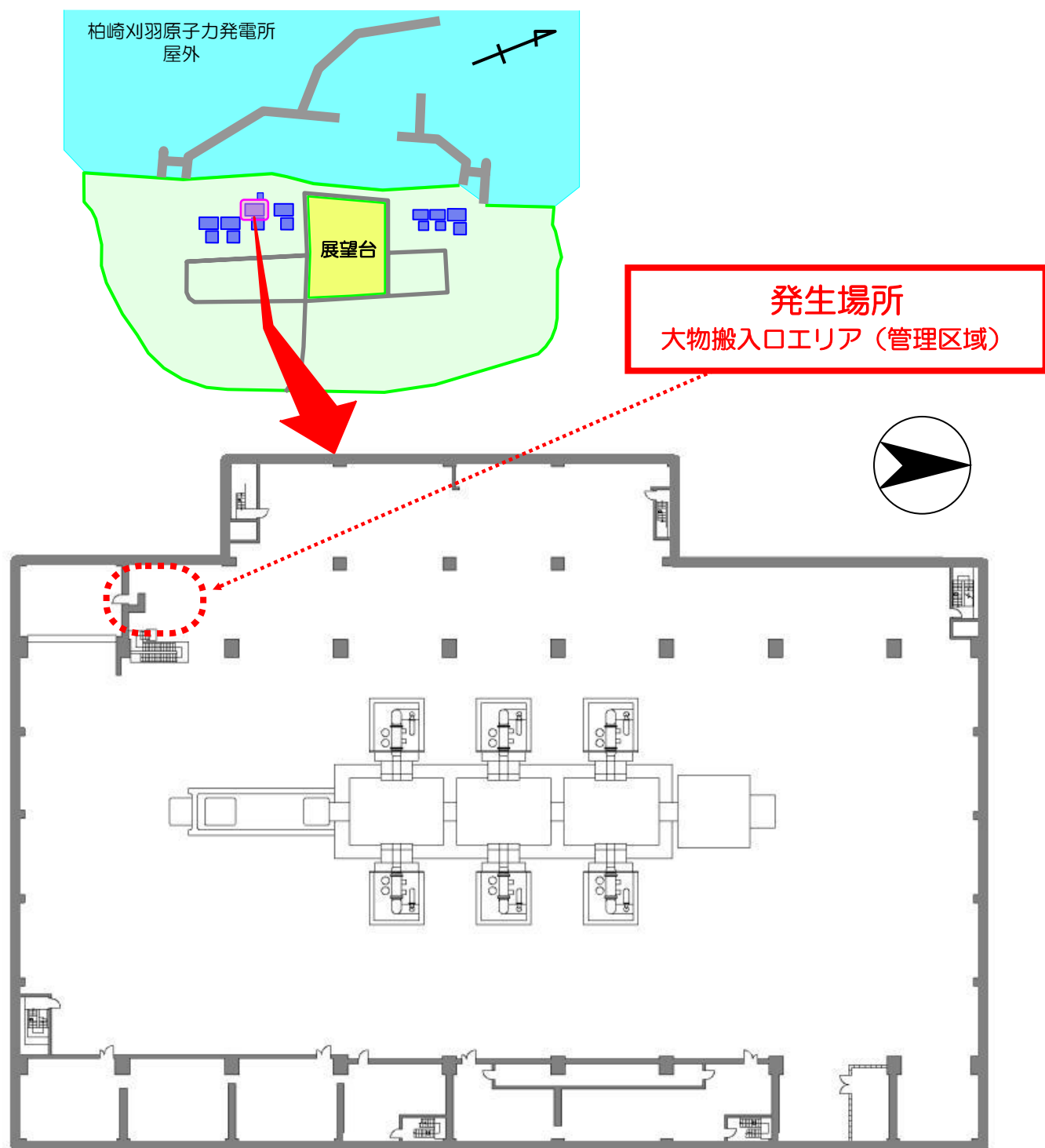


区分：Ⅲ

号機	3号機	
件名	タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>2023年5月9日午後3時頃、3号機タービン建屋1階大物搬入口エリア（管理区域）において、3号機から5号機への物品運搬作業に従事していた協力企業作業員が、3号機での作業を終え、移動中に足を滑らせ右足首を負傷したことから、午後4時頃に業務車にて病院へ搬送しました。</p> <p>なお、本人は意識があり、身体汚染もありません。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / <u>その他</u></p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>病院で診察の結果、「右足関節じん帯損傷」（通院加療、全治3週間）と診断されました。今回の事例を踏まえ、発電所関係者に周知し注意喚起を行うとともに、再発防止に努めてまいります。</p>	

3号機 タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所3号機 タービン建屋 1階